

条例第 18 号

宇和島市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 18 日

宇和島市長 岡原文彰

宇和島市介護保険条例の一部を改正する条例

宇和島市介護保険条例（平成17年条例第132号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>38,300円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>57,500円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>57,500円</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定にかかわらず、同号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、<u>23,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の規定にかかわらず、同号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>34,900円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>52,500円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>52,900円</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 145,700円</u></p> <p><u>(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 161,000円</u></p> <p><u>(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 176,400円</u></p> <p><u>(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 184,000円</u></p> <p>2 前項第1号の規定にかかわらず、同号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、<u>21,900円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の規定にかかわらず、同号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までの各</p>

年度における保険料率は、38,300円とする。

- 4 第1項第3号の規定にかかわらず、同号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、53,600円とする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 (略)

2 (略)

- 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロ_____に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第8号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

年度における保険料率は、37,200円とする。

- 4 第1項第3号の規定にかかわらず、同号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、52,500円とする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 (略)

2 (略)

- 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。